

## 鳥取県特別栽培農産物認証要領

### (目的)

第1条 この要領は、鳥取県特別栽培農産物認証要綱（平成13年8月21日付生振第247号鳥取県知事通知。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、認証対象農産物の認証に係る事務取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (栽培基準)

第2条 要綱第4条第1号の規定による栽培基準は、別記1のとおりとする。

### (生産登録申請と登録)

第3条 要綱第6条第1項の規程による生産登録申請を行うことができる者は、本県に居住する特別栽培農産物を生産する農業者とする。

2 要綱第6条第1項の規定による生産登録申請は、次によるものとする。

- (1) 生産登録申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 生産登録申請書には、別記様式第2号の栽培計画を添付するものとする。
- (3) 生産登録申請は、原則として生産年次ごとに行うものとし、申請する作物の栽培準備を開始する直近（原則、事前）の時期に行うものとする。
- (4) 生産登録申請書は、当該申請者が居住する又は当該申請者の事業所等がある地域を所管する東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所とする。）、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター日野振興局とする。）（以下、「地方事務所」という。）を経由して知事に提出するものとする。

3 要綱第6条第1項の規定による生産登録申請書の受付期間は、5月、8月、11月の1ヶ月間及び2月1日から3月10日までの年4回とする。

4 要綱第6条第2項の規定による生産登録は、次に掲げる事項を生産登録台帳に記帳して行うものとする。

- (1) 生産登録年月日及び生産登録番号
- (2) 生産登録者氏名及び住所
- (3) 農産物の種類
- (4) 生産ほ場の所在地

5 要綱第6条第2項の規定による生産登録通知は、別記様式第4号によるものとする。

6 要綱第6条第3項の規定による生産登録棄却通知は、別記様式第5号によるものとする。

### (登録の変更及び生産等の中止)

第4条 要綱第8条第1項の規定による生産登録の変更届出は、原則、変更前に次の各号のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 生産ほ場の所在地
- (2) 栽培面積
- (3) 栽培方法
- (4) 栽培責任者
- (5) 確認責任者
- (6) 精米責任者
- (7) 精米確認者

2 要綱第8条第1項に規定による届出の変更又は中止の届出は、次によるものとする。

- (1) 生産登録変更（生産中止）届出書は、別記様式第6号によるものとする。

- (2) 生産登録変更（生産中止）届出書は、当該申請者が居住する地域又は当該申請者の事業所等がある地域を所管する地方事務所を経由して知事に提出するものとする。

（登録の取消し）

第5条 要綱第9条第1項に規定する不適当な行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 不正な手段により生産登録申請を行い、登録を受けたとき。
- (2) 記帳状況調査、現地調査及び栽培管理指導に協力又は応じないとき。
- (3) 記録に事実と異なる偽りが認められたとき。
- (4) 表示票を不正に使用したとき。
- (5) その他知事が登録の取消が適当と認めたとき。

2 要綱第9条第2項の規定による登録の取消し通知は、別記様式第7号によるものとする。

（生産登録者等の責務）

第6条 生産登録者等は、要綱第5条第1項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生産登録者は、生産ほ場の登録を行うとともに、登録された生産ほ場の栽培管理状況及び生産ほ場からの出荷の状況等を計画的に点検し、それらが認証対象農産物の生産に適当でない判断される場合には、速やかに登録の変更届出等を行うことによって、適正な生産及び出荷の管理に努めなければならない。
- (2) 栽培責任者は、生産ほ場には場看板を設置しなければならない。その様式例は別記5のとおりとする。
- (3) 栽培責任者は、生産ほ場における栽培管理の指導を行うとともに、別記様式第2号による栽培計画、別記様式第3号による栽培管理記録及び別記様式第3号の2による出荷記録を各2部作成し、栽培計画、栽培管理記録については収穫終了後15日以内に、出荷記録については出荷終了後15日以内に確認責任者に提出しなければならない。  
ただし、同一ほ場において、複数品目を栽培する場合にあっては、作物ごと、一作ごとに栽培管理記録、出荷記録を提出しなければならない。
- (4) 確認責任者は、栽培期間中に生産ほ場に赴き、生産ほ場の状況、栽培管理記録の記載状況の調査及び栽培責任者による栽培管理・収穫状況等について確認を行わなければならない。また、栽培・収穫期間が長期に渡るものについては、管理状況及び収穫状況の確認を複数回（3ヶ月以上で2回、6ヶ月以上で3回）とする。
- (5) 確認責任者は、栽培計画及び栽培管理記録、出荷記録の提出を受けた場合は、その内容を確認し、疑義があれば調査を行うとともに、記載の不備等があれば所要の改善指導を行わなければならない。
- (6) 生産登録者又は確認責任者は、確認責任者が確認した栽培計画、栽培管理記録各1部を収穫終了後1か月以内に、出荷記録1部を出荷終了後1か月以内に、地方事務所に提出しなければならない。
- (7) 確認責任者は、栽培計画及び栽培管理記録、出荷記録を、受領後3年間保管しなければならない。
- (8) 精米責任者は、別記様式第3号の3による「特別栽培米受払台帳（以下「台帳」という。）」を備え付け、特別栽培米の受払いを明確に記録し、とう精等の確認が行われた後、台帳の写しを精米確認者に提出するものとする。
- (9) 精米確認者は、特別栽培米のとう精等が行われている期間中は原則として月1回以上とう精施設等に赴き、一定の期間における原料玄米の入荷量、精米等の数量等を台帳及び保管された表示票等において調査することで、袋詰精米等に付された表示と内容の一致を確認する

ものとする。

- (10) 精米確認者は、確認の結果、当該とう精等が適正に行われていると判断した場合には、台帳の確認欄に確認の年月日及び精米確認者の氏名を付記するものとする。また、確認の結果、疑義があれば調査を行うとともに、記載に不備があれば所要の改善指導を行うものとする。
- (11) 精米確認者は、受領した台帳の写しを3年間保管するものとする。
- (12) 精米確認者は、(9)により、表示と内容の一致を確認した場合は、その確認をした旨を記載したマークを容器包装類に付することができる。その場合には、当該マークの使用の記録等、適正な管理を行うものとする。

(表示方法)

第7条 要綱第11条第1項に規定する表示票は別記2のとおりとする。

2 要綱第11条第2項に規定する栽培管理表は別記3のとおりとする。

3 別記2及び別記3の表示内容を店舗等で確認できる場合は、別記4による表示とすることができる。

4 要綱第11条第1項に規定する表示票は、農産物へ直接貼付するか出荷容器又は包装物への貼付又は印刷により行うものとする。

5 要綱第11条第2項に規定する栽培管理表は、出荷容器又は包装物への貼付、印刷又は同封により行うものとする。

6 要綱第11条第3項に規定する紛らわしい表示とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 通常の栽培方法で生産された農産物より優良又は有利であると誤認される用語の使用
- (2) 認証農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真その他の表示

附 則

この要領は、平成13年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年9月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年5月23日から施行し、平成19年度事業から適用する。ただし、改正後の別記様式第1号から別記様式第2号までの改正については、同年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月16日から施行する。

## 別記 1

### 栽 培 基 準

#### 1 適用の範囲

この栽培基準は、鳥取県特別栽培農産物認証要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する農産物であって、認証農産物の生産を行う場合に適用する。

#### 2 栽培基準の遵守

生産登録者は、次の3の事項を遵守しなければならない。

#### 3 基準

##### (1) ほ場の設定

認証農産物の生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区別しなければならない。

##### (2) 品種

遺伝子組み替え技術により育成された品種の種子及び種苗は、使用してはならない。

##### (3) 土づくり

ア 水稲における堆肥等の施用は、前作稲わらの全量すき込み又は堆肥等の種類、土壌条件などを考慮し適量を施用する。

イ 野菜等（水稲以外）における堆肥等の施用は、作目、作型、土壌条件などを考慮し適量を施用する。

##### (4) 病虫害及び雑草防除

ア 節減対象農薬を使用する場合は、より毒性の低い普通物の使用に努めるとともに、原則として県が定める「主要農作物病虫害防除暦及び除草剤使用基準」を遵守しなければならない。

イ 特別栽培農産物にあたっては、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除く。ただし、種子繁殖の品種は種子、栄養繁殖の品種は入手可能な最も若齢のものを基準とし、それ以降に使用されたものは除く。

##### (5) 特別栽培農産物における資材の使用基準

ア 特別栽培農産物における節減対象農薬及び化学肥料の使用基準（上限）は、農林水産部長が別に定める。

イ 節減対象農薬の使用について、種子消毒、育苗時の防除及び本ぼにおける防除を有効成分とする。

ウ 節減対象農薬の有効成分率は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した殺菌剤、殺虫剤及び除草剤の延べ有効成分率とする。

エ 化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した化学肥料の全窒素成分量とする。

別記 2

特別栽培農産物の表示票



大：縦60mm×横80mm

中：縦35mm×横45mm

小：縦20mm×横25mm

表示票内に産地名を表示することができる。

別記 3

特別栽培農産物の栽培管理票

例 1

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○ ○ ○ ○
住所	鳥取県 ○○△△△
連絡先	Tel □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-▽▽

例 2

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培レタス	
農薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○○農協 △△課
所在地	鳥取県 ○○△△△
連絡先	Tel □□-□□-□□
確認責任者	○○農協 □□課
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-▽▽

例 3

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○ ○ ○ ○
住所	鳥取県 ○○△△△
連絡先	Tel □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-▽▽

例 4

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
農薬	栽培期間中不使用
化学肥料(窒素成分)	栽培期間中不使用
栽培責任者	○ ○ ○ ○
所在地	鳥取県 ○○△△△
連絡先	Tel □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
所在地	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-▽▽
精米確認者	◇ ◇ ◇ ◇
住所	鳥取県 △△▽▽▽
連絡先	Tel ○○-○○-□□

例 5

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○ ○ ○ ○
住所	鳥取県 ○○△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽
精米確認者	◇ ◇ ◇ ◇
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-□□

例 7

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：当地比○割減	
栽培責任者	○ ○ ○ ○
住所	鳥取県 ○○△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽

例 6

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：栽培期間中不使用	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○ ○ ○ ○
所在地	鳥取県 ○○△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	◇ ◇ ◇ ◇
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽

例 8

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培だいこん	
節減対象農薬：○○地域比○割減	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者	○ ○ ○ ○
所在地	鳥取県 ○○△△△
連絡先	TEL □□-□□-□□
確認責任者	◇ ◇ ◇ ◇
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	TEL □□-□□-▽▽
節減対象農薬の使用状況 <sup>注</sup>	

注：一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

例 9

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培はくさい	
節減対象農薬：当地比○割減	
化学肥料(窒素成分)：当地比○割減	
栽培責任者	○ ○ ○ ○
所在地	鳥取県 ○○△△△
連絡先	Tel □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
所在地	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-▽▽
節減対象農薬の使用状況 <sup>注</sup>	

注：一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

例 10

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培米	
節減対象農薬：○○地域比○割減	
化学肥料(窒素成分)：○○地域比○割減	
栽培責任者	○ ○ ○ ○
住所	鳥取県 ○○△△△
連絡先	Tel □□-□□-□□
確認責任者	△ △ △ △
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-▽▽
精米確認者	◇ ◇ ◇ ◇
住所	鳥取県 ○○◇◇◇
連絡先	Tel □□-□□-□□
節減対象農薬の使用状況 <sup>注</sup>	

注：一括表示の枠外に表示できない場合、ホームページアドレス等情報の入手方法を記載する。

(注) 輸入品にあっては、

輸入業者 ○ ○ ○ ○  
 住所 鳥取県 ○○△△△  
 連絡先 Tel □□-□□-□□

を一括表示の枠内に表示するものとする。

なお、農産物等に関する解説、表示内容の説明、特別な農法・資材の名称等を表示する場合は、一括表示の枠外に行うものとする。

◎節減対象農薬の使用状況の表示例（一括表示の枠外に表示する場合。）

例 別記3の例8～10の場合

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○○	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回

(注) 使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般的名称とする。以下同じ。

別記4 略式表示例

例1

特別栽培農産物  
農薬：栽培期間中不使用  
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用  
農水省新ガイドラインによる表示  
○○出荷組合  
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

例2

特別栽培農産物  
農薬：栽培期間中不使用  
化学肥料(窒素成分)：○○地域比○割削減  
農水省新ガイドラインによる表示  
○○農協  
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

例3

特別栽培農産物  
節減対象農薬：栽培期間中不使用  
化学肥料(窒素成分)：○○地域比○割削減  
農水省新ガイドラインによる表示  
○○○○  
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

例4

特別栽培農産物  
節減対象農薬：○○地域比○割削減  
化学肥料(窒素成分)：○○地域比○割削減  
農水省新ガイドラインによる表示  
○○○○  
(その他の表示事項の情報入手方法を記載)

別記5 看板表示様式例

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省新ガイドラインによる)	
ほ場番号 ○○	面積 ○○(a又はha)
特別栽培開始年月日	○年○月○日
栽培責任者 氏名 ○○ ○○	